

島根県子ども・子育て支援事業支援計画（仮称）

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨（背景及び目的）

全国的に少子化が進む中、国においては、次世代育成を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年に次世代育成支援対策推進法^{※1}が制定され、子育て支援や働き方の改革など、次世代育成に向けた取り組みが強化されてきました。

島根県においても、次世代育成対策推進法に基づき、平成17年に島根県次世代育成支援行動計画（しまねっ子すくすくプラン）の前期計画を、平成22年に後期計画を策定し、10年間の計画的・集中的な次世代育成支援（少子化）対策の取り組みを進めてきました。

その結果、仕事と子育てが両立できる環境の整備が一定程度進み、合計特殊出生率^{※2}は増加に転じたものの、依然として人口均衡に必要な2.07（人口置換水準）を下回っており、少子化に歯止めがかからない状況が続いています。

少子化の進行は、経済や社会、地域の発展の可能性を根底から揺るがし、社会保障制度等における現役世代の負担の増大、子ども同士の切磋琢磨や、触れ合いの機会の減少による子どもの健やかな成長への懸念など、県民一人ひとりの生活に深刻な影響をもたらします。

こうした中、社会保障制度改革が行われ、平成24年8月に、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実等、社会全体で子育てを支援するための取り組みを推進するため、子ども・子育て支援法などのいわゆる子ども・子育て関連3法が制定され、子ども・子育て支援新制度が創設され、平成27年4月から実施されることとなりました。

また、平成26年度末に期限を迎える次世代育成支援対策推進法の期限を10年間延長し、引き続き次世代育成を迅速かつ重点的に推進することとなりました。

さらに、人口減少問題がクローズアップされ、地域における急速な少子高齢化に伴う人口減少と、東京圏への人口集中の是正を図るための「まち・ひと・しごと創生法」が成立するなど、新たな取り組みも始まりつつあります。

島根県においても、人口減少に歯止めをかけるため、出生率向上に向けた取り組みが求められるとともに、子どもを生き育てたいと願う人の希望が叶うよう、家庭、地域、企業、行政など社会の全ての構成員が連携と協働のもと、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行い、「安心して子どもを生き育てることができる社会」を実現することが求められています。

併せて、障がいのある子ども、ひとり親家庭の子ども等、困難を抱える子どもを含めた全ての子どもが健やかに成長できるよう質の高い教育・保育の総合的な提供、社会的養護体制の充実等を図る必要があります。

このような認識に基づき、県を挙げて計画的・総合的に少子化対策、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策を推進するための新たな指針として、「島根県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定します。

※1 次世代育成支援対策推進法…地方公共団体及び一定の事業主に対して、次世代育成支援対策（少子化対策）を集中的・計画的・総合的に推進するための行動計画の策定を定めた法律。次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を目指す。平成36年度までの時限立法

※2 合計特殊出生率…15歳から49歳までの女子の年齢別出生率（出生率＝人口千人あたりの出生数）を合計した値で、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。人口維持に必要な水準は、2.07前後とされている。

2 計画の性格（法定計画、他の県計画との関係等）

この計画は、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象として、集中的、計画的、総合的に進めていく次世代育成支援対策の方向性、施策の目標、施策の内容を定めるものであるとともに、子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、市町村子ども・子育て支援計画の達成に資するため、広域的な見地から、教育・保育を提供する体制の確保、地域子ども・子育て支援事業の実施等、子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進に関して必要な内容を定めるものでもあり、併せて、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に基づきひとり親家庭等の自立支援を図る施策を計画的、総合的に進めるために必要な内容を定めるものです。

また、この計画は、「島根県総合発展計画」をはじめ、「しまね青少年プラン」、「島根県社会的養護体制推進計画」、「島根県保健医療計画」、「島根県地域福祉支援計画」、「島根県障がい者基本計画」、「しまね教育ビジョン21」等、他の県計画との整合性を図りながら、「島根県次世代育成支援行動計画〔後期計画〕」、「島根県ひとり親家庭等自立支援計画」を発展的に継承するものです。

3 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。